

(様式3)

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		一部事務組合下北医療センター							
プ ラ ン の 名 称		むつ総合病院改革プラン							
策 定 日		平成 21年 3月 13日							
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度							
病 院 の 現 状	病 院 名	むつ総合病院							
	所 在 地	青森県むつ市小川町一丁目2番8号							
	病 床 数	486床(一般病床 376床 精神病床 106床 感染症病床 4床)							
	診 療 科 目	22科 内科、心療内科、消化器科、循環器科、小児科、精神科、神経科、皮膚科、放射線科、外科、整形外科、産科、婦人科、泌尿器科、脳神経外科、心臓血管外科、耳鼻いんこう科、眼科、歯科口腔外科、形成外科、麻酔科、リハビリテーション科							
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>むつ総合病院は下北地域保健医療圏における中核病院として、青森県が平成15年9月に策定した「自治体病院機能再編成計画」において、脳卒中、癌、心筋梗塞などの一般的な医療を完結させるため医療機能の充実、強化を図るべきとされたところである。</p> <p>圏域内において、手術体制・設備を備える唯一の施設として、二次医療を中心に医療サービスを提供し、地域がん診療連携拠点病院として、放射線治療、化学療法、外科治療など統合的で、高水準のがん治療をも提供していくものである。</p> <p>また、二次救急医療機関として、むつ市のみならず圏域全体における事故、疾病に対応し、圏域住民の安全、安心を確保していくものである。</p>							
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>不採算医療(救急、精神、高度、保健衛生、リハビリ、小児) 当該診療科、部門における総収益から人件費、材料費など診療に係る費用を控除し、不足する額</p> <p>建設改良(元利償還金、建設改良一般財源) 総務省通知に基づく元利償還の2分の1又は3分の2、建設改良一般財源の2分の1</p> <p>定額算入(追加費用、基礎年金) 交付税算入額相当額</p>							
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備 考
	医業収支比率	99.9%	99.0%	97.7%	97.4%	97.3%	97.8%	99.6%	
	経常収支比率	101.9%	101.7%	100.8%	100.8%	100.5%	101.2%	103.1%	
	職員給与費比率	48.8%	49.9%	51.4%	52.3%	52.7%	52.3%	51.2%	
	病床利用率(一般)	88.6%	91.8%	91.8%	91.8%	91.8%	91.8%	91.8%	許可病床
	病床利用率(精神)	62.5%	51.9%	47.2%	47.2%	92.6%	92.6%	92.6%	許可病床
	医師数	53人	60人	61人	58人	58人	59人	59人	
	一時借入金残高	6,905,700	5,685,700	4,185,700	4,155,700	4,026,700	3,830,700	3,432,700	
上記目標数値設定の考え方	(経常黒字化の目標年度:—年度) 平成18年度に経常黒字に転換済								

				団体名 (病院名)		一部事務組合下北医療センター むつ総合病院			
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
	1日当入院平均患者数(一般)	333人	345人	345人	345人	345人	345人	345人	
	1日当入院平均患者数(精神)	66人	55人	50人	50人	50人	50人	50人	
	1日当外来平均患者数(一般)	1,047人	1,019人	1,022人	1,022人	1,022人	1,022人	1,022人	
	1日当外来平均患者数(精神)	100人	91人	100人	100人	100人	100人	100人	
	臨床研修医受入数	8人	15人	16人	12人	12人	12人	12人	
	手術件数	1,778件	1,863件	1,948件	1,948件	1,948件	1,948件	1,948件	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<p>第五次病院事業経営健全化計画で導入した健全化のための諸施策を継続実施し、経営基盤の強化を図ることにより、良質な医療の提供を行うものである。</p> <p>(実施済)</p> <p>医事業務の委託、給食業務の委託、未納者の訪問徴収・少額訴訟制度、救急外来におけるデポジット制度、外来投薬の院外処方(特殊な疾病を除く)、口座振替による料金収納(検討)</p> <p>クレジットカードによる料金収納</p>						
		事業規模・形態の見直し	<p>平成21年度に実施する「メンタルヘルス科診療棟設計業務」の中で病床数の見直しを行い、適正病床数に改正した上で改築事業を行う予定にある。</p> <p>今回のプランにおいては現行規模による計画値を計上し、見直し後、速やかに計画を訂正する予定にある</p> <p>平成25年度末、不良債務の解消が図られた時点において、むつ総合病院以外の施設は各市町村の直診施設に移行し、むつ総合病院のみを一組形式で運営する形態とし、この時点で公営企業法の全部適用を行うこととしている。</p>						
		経費削減・抑制対策	<p>第五次病院事業経営健全化計画で行った、医療事務業務の一部直営化(H15: 23,881千円)、管理職手当の削減(H14: 9,876千円)、高効率機器類の導入による光熱水費の削減(H17: 6,940千円)などの施策を継続するとともに、元利償還負担の増加を抑制するため、平成21年度以降の医療機器更新に電源立地地域対策交付金を有効活用する。(4億円程度)</p> <p>材料費の削減と包括医療制度に対応するため、平成20年度に院内物流を検討するためのプロジェクトチームを組織し、21年度中に病院としての方向性を決定する。</p>						
		収入増加・確保対策	<p>がん診療連携拠点病院として高度・専門医療の提供による収益の向上を図り、第五次病院事業経営健全化計画で導入した、7対1看護基準(H18:327,587千円)、予約診療(H15:5,591千円)、駐車場有料化(H14:3,933千円)、入院時医学管理加算(H20:71,860千円)などの増収対策項目について見直しを行いつつ継続する。</p> <p>下北地域医療圏における基幹たる急性期医療施設として、救急医療機能を高めることにより、入院患者の確保を推進する。</p>						
		その他	<p>平成22年度に財団法人日本医療機能評価機構による認定(病院機能評価V6.0)を受けべく受審準備を進める。</p>						
各年度の収支計画		別紙1のとおり							
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	88.4%	18年度	89.7%	19年度	88.6%	(一般病床)	
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<p>一般病床の稼働病床による利用率は91.8%、93.1%、91.8%と高水準で推移しており、現有病床は最低限保持しなければならない状況にある。</p> <p>一方、精神病床については許可病床106床、稼働病床90床、実質的運用50床としており、病床数が実態と一致していないことから、21年度のメンタルヘルス科診療棟改築事業により適正病床に減床する方針である。</p>							

団体名  
(病院名)

一部事務組合下北医療センター  
むつ総合病院

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	下北地域保健医療圏における公立病院は4施設で、いずれも当センターの施設である。 (むつ総合病院:一般病床376床・精神病106床・感染症病床4床・むつリハビリテーション病院:療養病床120床、大間病院:一般病床60床、川内病院:一般病床20床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	青森県が平成15年9月に策定した「自治体病院機能再編成計画」において、むつ総合病院及び大間病院は現有機能を維持し、むつリハビリテーション病院はリハビリテーションに特化した専門病院に転換し、川内病院は有床診療所へ転換することとしている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  平成23年3月	<内容>  再編ネットワークの方策を検討するための会議をセンター内に設置し、他圏域との連携の在り方等について検討する。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  平成25年3月	<内容>  むつ総合病院のみを一部事務組合で運営することについて検討し、関係団体と協議を行う。  地方公営企業法の全部適用のための検討を行い、本計画最終年度をもって移行する。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	医療関係者及び有識者による「(仮称)一部事務組合下北医療センター経営検討委員会」を設置し、改革プランに係る進捗状況、取組状況等の点検・評価を行う。 各施設においては、経営会議、運営会議等の委員会を活用し、経営成績の確認とその対応策を検討し、目標管理を行う。	
	点検・評価の時期(毎月頃等)	構成市町村の広報誌及び医療センターホームページ等を用いて、毎年度10月までに公表する。	
その他特記事項			

(別紙1)

団体名 (病院名)	一部事務組合下北医療センター むつ総合病院
--------------	--------------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度								
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
収	1. 医業収益 a	8,090,538	8,237,864	8,383,866	8,520,271	8,536,450	8,590,514	8,585,595	8,575,156	
	(1) 料金収入	7,841,084	7,978,507	8,034,214	8,090,331	8,118,715	8,167,990	8,163,071	8,152,632	
	(2) その他	249,454	259,357	349,652	429,940	417,735	422,524	422,524	422,524	
	うち他会計負担金	0	8,214	87,146	146,101	146,101	146,101	146,101	146,101	
	2. 医業外収益	794,455	699,329	766,441	764,002	772,806	733,516	709,994	693,367	
	(1) 他会計負担金・補助金	89,940	322,954	362,686	384,376	394,949	365,842	342,435	325,808	
	(2) 国(県)補助金	631,740	291,537	317,536	304,216	301,140	293,795	293,795	293,795	
	(3) その他	72,775	84,838	86,219	75,410	76,717	73,879	73,764	73,764	
	経常収益(A)	8,884,993	8,937,193	9,150,307	9,284,273	9,309,256	9,324,030	9,295,589	9,268,523	
	入	1. 医業費用 b	8,108,292	8,242,829	8,468,813	8,723,781	8,760,762	8,828,844	8,776,730	8,607,242
(1) 職員給与費 c		3,901,006	4,017,281	4,181,152	4,378,231	4,462,479	4,531,017	4,492,243	4,391,575	
(2) 材料費		2,320,028	2,334,960	2,460,790	2,435,453	2,341,543	2,336,785	2,334,510	2,332,036	
(3) 経費		1,449,155	1,398,724	1,342,946	1,446,265	1,496,024	1,504,472	1,473,510	1,456,446	
(4) 減価償却費		402,101	453,085	439,560	415,466	414,123	415,185	434,563	383,980	
(5) その他		36,002	38,779	44,365	48,366	46,593	41,385	41,904	43,205	
2. 医業外費用		561,020	529,276	531,438	482,336	478,491	451,458	404,826	382,524	
(1) 支払利息		355,157	338,972	317,133	287,487	276,160	255,750	243,775	225,385	
(2) その他		205,863	190,304	214,305	194,849	202,331	195,708	161,051	157,139	
経常費用(B)		8,669,312	8,772,105	9,000,251	9,206,117	9,239,253	9,280,302	9,181,556	8,989,766	
経常損益(A)-(B)(C)	215,681	165,088	150,056	78,156	70,003	43,728	114,033	278,757		
特別損益	1. 特別利益(D)	524,191	589,233	832,153	17	236	236	236	236	
	2. 特別損失(E)	5,316	7,164	11,061	5,684	5,552	11,068	11,068	11,068	
	特別損益(D)-(E)(F)	518,875	582,069	821,092	5,667	5,316	10,832	10,832	10,832	
純損益(C)+(F)	734,556	747,157	971,148	72,489	64,687	32,896	103,201	267,925		
累積欠損金(G)	9,199,835	8,452,678	7,481,530	72,489	137,176	170,072	273,273	541,198		
不良債務	流動資産(A)	6,245,541	6,038,699	6,822,382	5,215,106	5,477,289	5,226,574	5,225,760	5,224,030	
	流動負債(I)	8,649,569	7,292,540	6,792,770	4,901,120	4,933,237	4,500,146	4,166,105	3,716,967	
	うち一時借入金	8,305,700	6,905,700	5,685,700	4,185,700	4,155,700	4,026,700	3,830,700	3,432,700	
	翌年度繰越財源(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	
不良債務差引(L) = (I)-(J)-(K)	2,404,028	1,253,841	0	0	0	0	0	0		
単年度資金不足額( )	1,025,621	1,150,187	1,283,453	284,374	230,066	182,376	333,227	447,408		
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	102.5	101.9	101.7	100.8	100.8	100.5	101.2	103.1		
不良債務比率 $\frac{(L)}{(A)} \times 100$	29.7	15.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	99.8	99.9	99.0	97.7	97.4	97.3	97.8	99.6		
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	48.2	48.8	49.9	51.4	52.3	52.7	52.3	51.2		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	2,404,028	1,253,841	29,612	313,986	544,052	726,428	1,059,655	1,507,063		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(A)} \times 100$	29.7	15.2	0.4	3.7	6.4	8.5	12.3	17.6		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	29.7	15.2	0.3	3.6	6.3	8.4	12.3	17.5		
病床利用率	83.4	82.2	82.3	81.3	81.3	91.0	91.0	91.0		

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度							
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収 入	1. 企 業 債	716,200	311,100	432,200	258,700	620,600	580,000	159,500	150,000
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	171,434	205,175	266,190	299,620	358,934	365,398	306,196	310,661
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	500,000	0	0	0	0	0
	6. 国 ( 県 ) 補 助 金	0	5,600	2,160	7,875	259,535	184,809	0	0
	7. そ の 他	83,613	29,923	10,000	0	0	0	0	0
	収 入 計 (a)	971,247	551,798	1,210,550	566,195	1,239,069	1,130,207	465,696	460,661
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	971,247	551,798	1,210,550	566,195	1,239,069	1,130,207	465,696	460,661	
支 出	1. 建 設 改 良 費	716,249	270,274	574,627	646,246	880,192	794,872	159,555	150,000
	2. 企 業 債 償 還 金	419,190	369,076	453,009	517,428	632,679	645,795	525,520	530,307
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	360,000	0	0	0	0	0
	支 出 計 (B)	1,135,439	639,350	1,387,636	1,163,674	1,512,871	1,440,667	685,075	680,307
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	164,192	87,552	177,086	597,479	273,802	310,460	219,379	219,646	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	177,086	237,479	273,802	310,460	219,379	219,646
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	360,000	0	0	0	0
計 (D)	0	0	177,086	597,479	273,802	310,460	219,379	219,646	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	164,192	87,552	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)	164,192	87,552	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収 益 的 収 支	(54,202)	(120,715)	(350,665)	(60,651)	(60,637)	(60,623)	(60,404)	(59,047)
	614,130	920,358	1,264,022	530,477	541,050	511,943	488,536	471,909
資 本 的 収 支	(624)	(637)	(651)	(665)	(679)	(693)	(0)	(0)
	171,434	205,175	766,190	299,620	358,934	365,398	306,196	310,661
合 計	(54,826)	(121,352)	(351,316)	(61,316)	(61,316)	(61,316)	(60,404)	(59,047)
	785,564	1,125,533	2,030,212	830,097	899,984	877,341	794,732	782,570

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。